

非公募理由について

1 施設名

岐阜市体育ルーム（岐阜市橋本町一丁目 10 番地 23）

2 根拠法令

岐阜市体育館条例施行規則第 5 条第 3 項

3 非公募理由

岐阜市体育ルーム（以下「体育ルーム」という。）は、スポーツを振興し、市民の心身の健全な発達を図るため、平成 14 年にハートフルスクエア-G 内に整備された施設である。

また、ハートフルスクエア-G においては、体育ルーム以外にも、市民の生涯学習活動の推進と男女共同参画社会の実現に向け、岐阜市／生涯学習／女性／センター（以下「センター」という。）が設置され、これらを含めた複合施設として市民に広く利用されている。

体育ルームは、スポーツ教室等を通じたスポーツ振興や、センターと連携した事業展開による相乗効果の創出を図ることができるとともに、施設管理における効率化による経費削減等の観点から、非公募にて指定管理者を選定する予定であるセンターとの一体的な管理が必要となる。

以上のことから、岐阜市指定管理者制度基本方針「1.（3）②（ア）（c）（複合施設等で、公募しない他の施設と一体的管理をすることが合理的な施設）」に基づき、非公募により選定するものである。